
平成28年 第74回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成28年12月20日（火曜日）

議事日程（第3号）

平成28年12月20日 午前10時開議

- 日程第1 第119号議案の撤回の件
日程第2 発議第3号 神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件
日程第3 議員派遣の件
日程第4 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第119号議案の撤回の件
日程第2 発議第3号 神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件
日程第3 議員派遣の件
日程第4 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
-

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 廣納良幸
6番 藤森正晴	12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂田英之 係長 楨 良裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟 ひと・まち・みらい課長
副町長 細岡重義 藤原登志幸
教育長 澤田博行 建設課長 真弓俊英

町参事	野邊忠司	地籍課長	児島則行
町参事	谷口勝則	上下水道課長	中島康之
総務課長	日和哲朗	健康福祉課長	大中昌幸
総務課参事兼財政特命参事		会計管理者兼会計課長	
	児島修二		山本哲也
情報センター所長	藤原秀洋	病院事務長	藤原秀明
税務課長	和田正治	病院総務課長兼施設課長	
住民生活課長	吉岡嘉宏		藤原広行
住民生活課参事兼防災特命参事		教育課長	松田隆幸
	田中晋平	教育課参事兼地域交流センター所長	
地域振興課長	石堂浩一		児島浩一
地域振興課参事兼観光振興特命参事			
	山下和久		

午前10時00分開議

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

ただいまの出席議員数は、12名であります。定足数に達していますので、第74回神河町議会定例会の第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

早速日程に入ります。

● ● ●

日程第1 第119号議案の撤回の件

○議長（安部 重助君） 日程第1、第119号議案の撤回の件を議題とします。

町長から第119号議案、神河町峰山高原スキー場調整池設置工事請負契約締結事項の変更の件の撤回の理由について説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第119号議案、撤回の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、12月6日本定例会初日に提案をいたしました、神河町峰山高原スキー場調整池設置工事請負契約締結事項の変更の件の取り下げでございます。

内容につきましては、本件の議案審議において、私ども執行部が行いました答弁内容につきまして、虚偽の報告があったことが判明いたしましたものであります。11月18日及び11月30日開催の峰山高原スキー場整備調査特別委員会において、議員各位から3,000万円超えの工事変更について町内業者の理解は得られるのか等の質問を再々受け、町内業者には理解される範疇などと繰り返し、11月30日には業者一人一人には説明できないが会長には話をした、仕方ないと言われたとの答弁を行い、この答弁の検

証を行うことなく12月6日の本会議において、小寺議員から3,000万円もの変更契約について効率を考えるといたし方ないとの説明を受けたが、町内業者の理解は得られるのかとの再度の質問に対して、町執行部が答弁を行った、神河町建設業協会会長には話をした、仕方ないと言われたとの答弁内容について、実は会長への確認がとれていなかったことが判明したものでございます。

建設業協会の会長に確認を行い、了解していただいたとの発言につきましては、神河町建設業協会会長の名誉を著しく傷つけたばかりか、この発言が本議案の審議に大きく影響を及ぼすというこのたびの事態につきまして、神河町長としてこの事態を重く受けとめ、神河町議会、そして神河町民の皆様には著しく信頼及び信用を失墜させてしまいましたことを深く反省をし、心から謝罪を申し上げるものでございます。まことに申しわけございませんでした。

事件発覚後、直ちに神河町議会、安部議長に御報告をさせていただいた際には、議会、町民との信頼関係を著しく損ねてくれた。議会軽視も甚だしいし、それを通り越している。非常に残念だ、だまされたと心中はかり切れないほどの悔しさ、憤りが交錯する中におかれましても、その後、廣納副議長、スキー場整備調査特別委員会、三谷委員長、小寺副委員長と調整をいただくとともに、神河町建設業協会、そして神河町民の皆様との信頼回復に向けて御指導と御助言をいただきました。そして、直ちに12月14日には、議会全員協議会を開催していただき、おわびと経過についての御報告のお時間をとっていただきました。

その協議会においては、議員の皆様から、これから建設業協会と町民に対しての誠意を持った対応をお願いしたい。議会の委員会や一般質問においても、議員の発した言葉を軽く見ているのではないか。このスキー場は町民にとってもとても関心のある大きな事業。そのことに対する職員全体としての関心という点でも、再々質問しているスキー場だけの問題ではない。地域創生、病院建設含めて職員が一丸となって取り組むべき。また、そういった点からも再発防止に向け本当に真剣にしっかりと取り組んでほしいといった、悔しさと憤りを抑えての事態解決に向けた叱咤激励の御意見を多く頂戴いたしました。

議会全員協議会終了後、同日14日には、神河町建設業協会会長、そして当該工事業者様にお出あいし、これまでの一連の事柄について御説明させていただいた上で、当該変更契約の履行を行わず、虚偽の報告があった時点に戻って議会審議をいただくこと。具体的には、3,000万円の追加工事については分離発注として行いたいことをお願いし、了解をいただいたところであります。

そして、12月15日には、第1回神河町職員懲戒委員会を開催をし、事件経過、状況について事情聴取を中心に行いました。当人の経験値から来る甘さの問題が改めて明らかになったことは当然のこととして、二重三重のチェック機能がありながら、そのことが生かされていなかった組織上の問題も明らかになりました。いわゆる組織を統括す

る私自身の甘さ、気の緩み以外の何物でもありません。

第2回以降の懲戒委員会においては、このたびの経過、現状をしっかりと受けとめた上で、再発防止に向けた対策、そして私を初め関係者への懲戒処分の量定についてしっかりと審議してまいります。

この事件を受け、役場管理職員には既に13日に経過を報告をし、再発防止に向け役場組織全体として報告、連絡、相談の徹底と、PDCAサイクルにおける特にチェック機能強化に取り組むため、管理職における役割の再認識とあわせ、責任強化の執行体制を確立強化、役場全体の危機管理体制、危機管理体制の強化について確認を行ったところですが、今後はそれらの点検に関する具体的な方針を示していきながら、二度とこのようなことが起こらないよう、執行体制を確立してまいりますとともに、組織としてこの事件を教訓としてこれからの役場運営、まちづくりに活かしていくためにはどうしたらよいかということ、まずは職員全体で考えていくことだと考えています。

このたびの峰山高原スキー場整備事業は、神河町の地域資源の持つ魅力をさらに高めていくための神河町地域創生事業のシンボリック事業であり、産・官・学・金・労・言の立場から総合的に取り組みを展開をいたします大きな企業誘致であり、神河町観光事業にとって初めての収益還元事業でもあります。国、そして兵庫県から峰山高原の魅力向上、環境保護対策はもとより、大変大きな財政支援をいただいて出発いたしました国内で18年ぶりとなるスキー場開設事業であります。来年12月のオープンに向け、準備すべき事項をしっかりと拾い上げ、多くの皆様に愛される施設となるよう、力いっぱい取り組んでまいります。

最後になりますが、このような事態が発生いたしましたにもかかわらず、真摯に対応していただきました神河町議会、神河町建設業協会の皆様には心から感謝とお礼を申し上げます。引き続き、議会の求めに応じ、しっかりと説明責任を果たすとともに再発防止に向け取り組んでまいりますことを申し上げ、第119号議案、神河町峰山高原スキー場調整池設置工事請負契約締結事項の変更の件の取り下げ理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 町長からの説明は終わりました。

本件に対する質疑に入りますが、これにつきましては14日と本日いろいろとこれについて議論をさせていただきました。まだ議論は煮詰まってない、本当に少しの議論があるようでしたら、若干の質疑を受けたいと思います。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 1番、藤原です。先ほど町長のほうから、この119号議案の撤回、取り下げということの説明もしていただきました。また、先ほど議長のほうからも言われましたとおり、14日と先ほどの1時間ばかりの全員協議会でも、この件についての報告なり意見を議員の考え、私の考えなどを述べたんですけども。

実は、担当の職員が虚偽の報告を議会でしたと、これは確かに12月の6日の報告で

は、そういうような報告を受けました。しかしながら、この現場は当初9月の入札の時から、現場の動きとそこら辺の部分で一体どうなって、本当の真相がこれではちょっと私は疑問に思うところであります。また、先ほども言いましたとおり、このことは、大きな変更でもありますし、なぜこういう変更に至って議案までに上がったという部分についても、役場の入札担当は、実は町長を外した副町長をトップに6名か7名かの入札審査会の皆さん方が判断をされて、こういう議案に上がってきとると思うんですけどもね。本来は、別途の工事で、工事発注で本当はすべきやと。そこら辺で、その審査会の中では一体どういう議論がされて、こういう経過に至ったのか。その現場での地域振興課の観光の係の現場からの上がり、その当時の元請の業者、三共さんとの話のやりとり。そこら辺が、本当のところは、ただこの本会議で虚偽の報告をしたという、そういう部分を私は全く100%は信用はしておりません。そういう部分で、まだ不確かな部分がある中での取り下げ。これ、取り下げは仕方がないとは思いますが、そこら辺について十分これからも真相、真相なりその責任の、入札審査会の責任というものは、私はこれは大きいと思う。こういう部分で、ここら辺は今後問いただしていかなくてはならないと思うんですけども、その点について、わかっとる範囲でお尋ねをいたします。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。入札審査委員会の委員長といたしまして、その審査に当たっております。

当初、この調整池の入札審査会では、全体的には調整池、全体に工事があるんですけども、やはり28年度の財源といたしまして、その財源が全体的な工事の全体金額がございませんので、28年度については28年度予算と。それで、あとについては29年度でやろうということの審議をいたしました。そういう中で、28年度分の財源の範囲内で入札を行おうということで決めまして、そして、入札を行ったわけでございます。

しかし、入札率とかそういうことで、予算に残ができました。そういう中で、やはり工事は早く行うほうが良いということは、当然あの山の現状ですので、もしお金が、予算が残っているなら、その残っている分についても審議して行うということの審議の中で、やはり追加で同じ場所なんで、中にいろいろとほかに業者を入れるということになれば、いろいろと問題も出てくるであろうということで、追加で工事をお願いしようということを内部で決めまして、そして、今現在、発注していただいている方にできないかなというような、初めは相談もかけております。そういうことで、受けられるというような判断の中で追加工事ということで、同じ業者の方にそれをお願いすべく、それが金額的には5,000万を超えますので、議会の議決が要りますので、そういう中で議会の議決をお願いしたということでございます。

そういう中で、いろいろと議論する中でそういうような今の虚偽の発言が出たということでございますので、そのときの虚偽の発言をしていなかったら、採決になったかど

うかわかりませんので、とりあえずもとに戻って、そして、審議をやり直していこうということを取り下げをお願いしてるところでございます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 経過は、副町長のほうから今言われたとおりやろとは思いますが、その当時、担当のほうでお聞きしたいと思います。

現場は確かにいろいろな工事が今から設備なり、造成工事なりが入るということでは理解はするんですけども、そこら辺が同じ業者が追加でやるという部分については、どのような判断をされておられましたでしょうか。それが現場からの声をもとに審査会でそういう判断をしたというようなことも先ほど聞いたんですけども、その点についてはどうでしょうか。現場は、どのような動きをされてましたでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 観光振興特命参事の山下です。

その部分については、技術の担当の者2人と私と、業者も含めまして、現場の部分では非常に狭隘な部分があって、複数の業者が入るのは好ましくないというふうなことを思っております。その中で、どういうふうに今後進めるかにつきましては、入札担当部局等、議論を重ねて最終的に要は変更契約でいったほうが効率的で現場にとってもうまく回るのではないかと、そういう議論に達しております。

既に設備業者、それから造成工事、それから調整池工事、その3業者が入って、またそこに違う業者が入っていくということは、本当にその現場が錯綜するのではないかと、このことを心配いたしましたものですから、そういうふうな結論に達して、その分について入札担当課と協議をさせていただきました。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。その経過でございますけども、入札審査会というのがあるんですが、やはり同じ業者に発注するということが内部で決めましたので、新しく業者を指名するということはしないということで、入札審査会は、それについての議論はしてないということなんです。それが二重三重のチェック漏れ。それを開いておいて、十分に中で審議をしておれば言ったか言わないかという確認もできたと思うんですけども、それができてなかったというのが大きな反省です。

実際に私も言ったのかという確認をしておりません。今、ここでもありましたように、報告、連絡、相談、そして確認。その確認が漏れていたというのが、二重も三重もの漏れということで、ここに書かせていただいております。私がきちっとそれを確認しておれば、そういうことはなかったと思うんですけども、そういうような誤りが多くあります。本当に申しわけなく思っております。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。3回目になりますので、十分に納得いく質問をしてください。

○議員（1番 藤原 裕和君） その入札審査会に絞ってお尋ねをしとるんですけども、

副町長が委員長ということです。それ以外の委員の方々のメンバーを総務課長、全員名前を教えてくださいませんか。例えば、今、審査会の中では、そういう議論をしなかったというような話もあったんですよね。9月の入札が公民館の2階であったんですけども、私、そこへ同席をさせていただきました。そのときに2社、三共さんとコマドメさんですか、2社が同札やったと。あとは、全て最低制限価格下回って。そういう部分で、たしか副町長は入札の審査会の委員長のお言葉は、峰山の、今から工事が始まるんで、先ほども山下観光特命参事が言いましたように、現場が錯綜するんで、重なり合うという部分で十分話し合いをしてやってくださいと。そういうようなことをたしか言われたと思うんです。

その十分話し合いをするという部分のそこら辺が、現場が狭い。狭いんかどうか峰山は結構広いんですけども、工事が、そういうこれだけの大きな工事をそこへ追加変更、三共さんにさせたという部分がそもそも間違いやったと思うんですけども、そこら辺について、そのメンバーと、メンバー全員の名前と所属とそこら辺と、審査会の中でどういう意見が、そのメンバーがどういう意見を出したか出されなかったか。そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。現場が混雑するというのは、造成工事を後で打ちます。そういう中で調整池と造成の業者の方が同じ現場に入られますので、そういう中でいろいろと協力してやっていただきたいというお願いでございました。

実際にメンバーにつきましては、私とそれから総務課長、それから真弓建設課長、それから山本会計管理者、それから中島上下水道課長、石堂地域振興課長、それと……（発言する者あり）会計管理言うたね、もう一人。あ、財政の児島町参事と7名でございます。（発言する者あり）児島財政特命参事の7名でございます。事務局は総務課ということで審議をしております。現場に詳しい職員が寄っておりますので、いろいろと議論は行っているところでございます。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。今回の事態の最終責任につきましては、先ほど町長もおっしゃったように、最終責任ということになれば町長ということになろうかと思えます。その町長の答弁の中、答弁というか説明の中で管理職における役職の再認識ということがございました。今回の事業を遂行していく上で、ラインとして直接の上司といたしますか、管理職となる地域振興課長の今回の事態に関するコメントを求めたいと思うんですが、よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。このたびのスキー場の調整池の工事につきまして、虚偽の発言がありましたことにつきまして、担当課の責任者として本当に重く深く反省しております。二度とこのようにないように、常にそう

いう課員との連絡をとって業務の遂行に当たっていきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第119号議案の撤回の件を採決します。ただいま議題となっております第119号議案の撤回の件を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第119号議案の撤回の件は、許可することに決定しました。

本件について、町長の謝罪を受け入れ当該変更契約を締結しないことを承認し、かつ、今回のような虚偽の答弁がなされる事態を回避するための再発防止策を議会に報告するよう強く求めます。

ここで、私から議員各位の総意を申し入れます。

神河議第357号、平成28年12月20日。神河町町長、山名宗悟様。神河町議会議長、安部重助。議会運営に係る申し入れ。平成28年12月6日に町長から提案された第119号議案、神河町峰山高原スキー場調整池設置工事請負契約締結事項の変更の件の審議の中で虚偽の答弁があったことについては、大変遺憾であり、議会を軽視した絶対にあってはならない重大な問題として受けとめています。

このことにより、町民の皆様の行政に対する信頼を失墜させたことへの影響ははかり知れません。これまで議会と執行部は適度な緊張感を保ちつつ、お互いの信頼関係の中で審議、議論を繰り返しながら議員みずからが適正妥当な判断を下し、議会としての意思決定を行ってきましたが、事実と反する答弁とか、確証や根拠のない説明では公平、公正な議会運営は成り立ちません。今後改めるという言葉だけでは済まされない問題であり、議会としても信頼回復のためにしっかりと調査していく所存です。

議会の責任において、何が原因で虚偽の発言になったのか、再発防止はどうすればいいのかを探り、執行部の政治姿勢を正すとともに、私たち議員の政治責任を明確にするためにも、議会の機能と権能をより高め、ひいては町民の皆様に応える務めがあることを再確認しながらこの問題に取り組みます。

ついては、議会の総意として、具体的な取り組み方針を下記のとおり提示しますので、その実施に当たっては執行部として真摯な対応をしていただくよう強く申し入れます。

記。1、今回のような虚偽報告といった事態に陥った原因の究明を行い、その再発防止策を早急に議会に報告するよう求める。2、総務文教常任委員会において、危機管理システムの構築を促すために進捗状況を調査、公表するとともに、全員協議会においても継続的に再発防止策を含めた取り組み状況をチェックするなど、監視機能を高める体制をとる。以上です。

これから町長に申し入れを提出します。

よろしくお願いします。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 失礼いたします。

ただいま……。

○議長（安部 重助君） 町長、町長、町長。こちらへ。

○町長（山名 宗悟君） ただいま安部議長より、申し入れ書を受け取らせていただきました。改めてこのたびの事態について、深く受けとめさせていただきます。

そして、申し入れ、2項目にわたっておりますが、119号議案の取り下げ提案理由にも申しあげましたように、このたびこのような事態になった原因をしっかりと究明をし、そして再発防止に向けた取り組み内容について、議会の求めに、今後、真摯に応じ、二度と再発しないように全力で取り組ませていただきます。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） それでは、次の日程に移ります。

日程第2 発議第3号

○議長（安部 重助君） 日程第2、発議第3号、神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

発議第3号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。それでは、私は発議第3号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

私は議員定数は非常に重要な問題でありますから、多くの方の意見を踏まえて議論に議論を重ねて、結論を出すべきであると考えております。6日の本会議でも発言しましたが、今回の発議に関してですが、私自身は3回の質疑と今やっている1回の討論しかできません。また、議員間だけの議論すらできてない状況です。

というよりも、このような突然の提案による方法については、議論も意見交換もできないと考えてます。このような状況の中で可否の判断をすることは、まさに発言者が言われておりましたような間違った判断につながるんじゃないかと考えています。ですから、私はこの発議に関しては否決をすべきと考えております。そして、この後ですね、全員協議会でも提案あったように、議員間で今後の取り組み方法を協議していくべきと考えております。

以上で私の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） ただいま反対討論がありました。

次に、賛成の討論がある方どうぞ。討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第……（「反対討論まだ」と呼ぶ者あり）反対討論。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。私は発議第3号、神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定には反対であります。本定例会初日の提案説明、それに続く質疑応答を聞いておりまして感じたことを申し述べます。

まず、提案者及び賛同者は議会における最高規範として位置づけられる議会基本条例について、その制定趣旨を取り違えておられるように感じます。つまり、議員の活動原則を示す第11条第5項、第6項及び第7項において、まず議員としての意思をはっきりと指し示すこと。次に、議決された以上は従うこと。そして、ただし、委員会での採決で少数意見となる場合に、留保の申し出という形で意思表示をすれば本会議でも反対をすることが許されるという規定であります。これは第1項から第4項までの町民全体の代表者として、町の健全な発展と町民全体の福祉向上を目指すという倫理条項と並んで、基本条例の根幹にかかわる規定であります。

また、会議の基本原則についても同様で、委員会審査独立の原則。つまり、委員会審査に当たっては、全く独自の立場に立ち、独立した見解で審査を行い、本会議から何らの干渉や制約を受けない。逆から言えば、本会議は委員会の審査結果によって拘束されないという原則、さらには現状維持の原則。つまり、積極的に賛成する者がまだ半数を超えていない場合は、議決を差し控える。すなわち、現状維持が望ましいとする考え方についての御理解が不十分であると言わざるを得ません。思うに、これらの活動原則に基づいて活発な意見交換がなされるべきであって、賛否同数の場合の議長または委員長による評決権の行使がそのまま議会の活性化に結びつくものではありません。

以上の理由により、1名削減が議会力の向上につながるとは思えないことから、私は今回の発議には賛同いたしかねます。以上です。

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論を求めます。賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、反対討論を求めます。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成、反対討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

発議第3号を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は

起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立少数であります。よって、発議第3号は否決されました。

日程第3 議員派遣の件

○議長（安部 重助君） 日程第3、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっています。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

日程第4 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（安部 重助君） 日程第4、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。各常任委員長、議会運営委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして、第74回神河町議会定例会を閉会いたします。

午前10時38分閉会

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今次定例会は12月6日に開会され、本日までの15日間でした。町長からは報告1件、人事案件1件、条例の一部改正6件、一部事務組合の規約変更1件、指定管理者指

定12件、契約変更1件、各会計補正予算9件の31件でございました。町政にとっていずれも重要な案件でありました。

第120号議案、一般会計補正予算は総務文教常任委員会に審査を付託し、審議していただきました。残念であったのは、第119号議案、神河町峰山高原スキー場調整池設置工事請負契約締結事項の変更の件において慎重審議の結果、可決に至りましたが、審査の過程において虚偽の答弁があったことが発覚しました。議員の議決判断に大きく影響を及ぼす内容であり、山名町長から議案取り下げの申し入れがありました。町政の混乱を避けるためにも苦渋の選択に至ったことは、議会の長い歴史の中で大きな汚点を残す事態となり、残念であります。また、議員発議で神河町議会議員定数条例の一部を改正の件が提案され、議員間で十分審議しましたが、否決となりました。

本日閉会を迎え、真摯な議論により適切な結論を得、感謝申し上げると言うべきところではございますが、今次定例会についてはそれが言えません。多くの反省を残した定例会となりました。大変遺憾であり、住民皆様に申しわけなく思っております。

平成28年も残すところ10日となりました。ことしも各地で大きな災害が多く発生しましたが、幸いにして当神河町においてはその被害もなく安堵しています。これから寒さも増してきます。皆様も体には十分気をつけられまして、御家族おそろいで元気に新年を迎えられますことをお祈りいたしまして、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第74回神河町議会定例会の閉会に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

12月6日から開会いたしました定例会におきまして、議員各位には本会議並びに委員会を通じ慎重審議いただきました御労苦に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げます。今期定例会は各会計補正予算を初めとした全ての案件につきまして、原案どおり承認可決いただき、まことにありがとうございました。

しかしながら、本定例会第1日目に承認可決いただきました、第119号議案、神河町峰山高原スキー場調整池設置工事請負契約締結事項変更の件につきましては、本日の本会議において取り下げ提案をさせていただきました。

理由は、取り下げ提案理由のとおりでございますが、その提案理由をした後の質疑におきまして、私どもの答弁内容が虚偽の発言を行った。また、その内容が採決を受ける上において非常に重要な内容であったということでございます。私どもとして、大変な御迷惑をおかけしたことと、今後絶対に同じ過ちを起こさない。その強い思いを含めて取り下げ提案をし、許可もいただいたところでございますが、このたびの事態によって改めて神河町議会、そして神河町民の皆様著しく信頼及び信用を失墜させましたこと、深く反省をし、心からおわび申し上げますとともに、今後、役場全体のチェック機能強化と責任強化の執行体制を全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今定例会で、本当に多くの議員の皆様方からいただきました御意見、提言、叱咤激励も含めまして、私ども真摯に受けとめ、より一層の適正な行政運営、予算執行につなげていく所存でございます。

峰山高原スキー場整備事業につきましては、産・官・学・金・労・言の立場からも、神河町の地域資源の魅力をさらに高めていくための神河町地域創生のシンボリック的事業でありまして、神河町の観光事業にとりましても初めての収益還元事業であり、大きな企業誘致とも位置づけているところでございます。国、そして兵庫県からも峰山高原の魅力向上、環境保護対策はもとより、大変大きな財政支援をいただき出発いたしました。国内で18年ぶりとなるスキー場開設事業であります。来年12月のオープンに向け、しっかりと事業執行に努め、多くの皆様に愛される施設となるように取り組んでまいります。議員各位には、引き続きの御支援と御教示賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

ことしも残すところ10日余りとなりました。ことしの冬は厳しいと言われておりまして、これから本格的な冬到来という状況でございます。議員各位には健康管理十分していただきますとともに、ことし1年間の町政運営に対しましての御支援、御協力に心から感謝申し上げますとともに、来年におきましても引き続きの御指導を賜りますようお願いを申し上げ、そして皆様とともにすばらしい新年が迎えられるよう祈念申し上げます、閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

午前10時45分
